

平成30年3月7日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
税務課副主幹（山根慎二）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（中井俊博）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長 補 佐（三木新治）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	水 道 課 長（石床勝則）
出納室副主幹（山口太我）	
総務課副主幹（島原正喜）	総 務 課 係 長（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（木下公明）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成30年3月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月7日(水曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算(第5号)
- 第 2 議案第2号 平成29年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 3 議案第3号 平成29年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議案第4号 平成29年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 5 議案第5号 平成29年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 6 議案第6号 平成29年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第7号 平成29年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第8号 平成29年度土庄町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第39号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について
- 第 10 同意第1号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第 11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 12 平成30年度施政方針について
- 第 13 議案第9号 平成30年度土庄町一般会計予算
- 第 14 議案第10号 平成30年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 15 議案第11号 平成30年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第 16 議案第12号 平成30年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第 17 議案第13号 平成30年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算
- 第 18 議案第14号 平成30年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 19 議案第15号 平成30年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第 20 議案第16号 平成30年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第 21 議案第17号 平成30年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 22 議案第18号 土庄町域学連携交流施設の設置及び管理に関する条例
- 第 23 議案第19号 土庄町教育・保育基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 24 議案第20号 土庄町奨学金条例
- 第 25 議案第21号 土庄町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例
- 第 26 議案第22号 土庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例
- 第 27 議案第23号 土庄町工場立地法に基づく準則を定める条例

- 第 28 議案第24号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例
- 第 29 議案第25号 土庄町個人情報保護条例及び土庄町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第 30 議案第26号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 31 議案第27号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 32 議案第28号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 33 議案第29号 土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 34 議案第30号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 35 議案第31号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 36 議案第32号 土庄町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 第 37 議案第33号 土庄町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 38 議案第34号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 39 議案第35号 工事請負契約の変更について
- 第 40 議案第36号 土庄町道路線の廃止について
- 第 41 議案第37号 土庄町道路線の認定について
- 第 42 議案第38号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について
- 第 43 発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 44 請願第1号 憲法第9条改正に反対する意見書の提出を求める請願
- 第 45 請願第2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出を求める請願

開議

○議長（井上正清君）

おはようございます。ただ今の出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
これより、本日の日程に入ります。

提案理由に対する質疑（議案第1号～議案第8号、議案第39号）

○議長（井上正清君）

日程第1、議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算（第5号）から日程第8、議案第8号 平成29年度土庄町水道事業会計補正予算（第1号）までと日程第9、議案39号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、議案第1号から議案第8号までと議案第39号についての質疑は、これをもって終了いたします

討論、採決（議案第1号～議案第8号、議案第39号）

○議長（井上正清君）

これより、討論、採決を行います。

議案第1号 平成29年度土庄町一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 2 号 平成 29 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 3 号 平成 29 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 4 号 平成 29 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 5 号 平成 29 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 6 号 平成 29 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 7 号 平成 29 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 8 号 平成 29 年度土庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）について討

論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（井上正清君）

議案第 39 号 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

提案理由に対する質疑、採決（同意第 1 号～諮問第 1 号）

○議長（井上正清君）

日程第 10、同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、同意第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命については、討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 1 号 土庄町教育委員会委員の任命について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、同意することに決しました。

○議長（井上正清君）

日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、諮問第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（井上正清君）

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略したいと思えます。

○議長（井上正清君）

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。諮問第 1 号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

平成 30 年度施政方針に対する質疑

○議長（井上正清君）

日程第12、平成30年度施政方針について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

4 番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

4 番、高橋でございます。町長の施政方針について、2 点ご質問いたしたいと思っております。平成 30 年度当初予算、22%の大幅な増ということで 94 億 3,700 万組まれております。その内容の中でですね、いろいろ庁舎とか箱モノが大きく大型予算で組まれております。

刈崎地区のほうから要望が出されております、土庄小学校跡地を、小学校の跡地を公民館として使いたいという要望が出ておりますが、そのことが町長の施政方針の中で描かれていないということと、もう 1 点は、30 年度は国際芸術祭の前年度の年であって、2019 年にはまた、国際芸術祭が開かれる予定ということになっております。その中で、ターミナルでコシノジュンコさんがいろいろ作品を展示されているのを土庄町メインの事業として取り上げております。

その中で、ドラム・タオという太鼓の公演が 2 回ほどこれまでに開催されました。大変好評で、島外からも客入りがあって、昨年度は入れない人が公民館で収容できなかった、券が手に入らなかったという人が大勢いたということを知っておりますので、そのことも今後、今年 30 年度どうされるのかちょっと、書かれていないのでそこを質問いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

まず 1 点目の渚崎小学校の跡の公民館にやっっていくというのが載っていないということでございますが、平成 29 年度に耐震の診断をお願いするというので、今しております。この耐震診断が本当であれば、例えば昨年 12 月とか 1 月の早い段階でもし出ておれば組もうかなと思っておりました。まだ今現在も出ておりません。多分今月中にはなろうかなと思います。その診断の結果を踏まえて皆さん方をお願いするのですけれども 6 月か 9 月議会どちらかで補正を組んでやりたいなと思っております。

この補正も実施設計、もしくは改築の費用がどこまでいけるのか分かりませんがそのあたりも、皆さん方にお諮りしながらやりたいなと思っております。

それから 2 点目のドラム・タオなんですけれども、おっしゃるとおり昨年本当に多くの皆さんにお入りできなかつたと聞いております。

今年は正式には予算を組んでおりませんが、30 年度の観光課の中で新しい作品展開をする予算を 1 千数百万、組んでいます。その中で、もしいけるようであれば実施したいなど。実施時期については、まだ未定なんですけれども、秋ぐらいがいいかなと。昨年も秋でした。ですから、秋口の 9 月、10 月、11 月、このあたりのどこかでやれたらと思っておりますので。これもまた、皆さん方にお諮りしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

他にありませんか。高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

どうもありがとうございます。ぜひ、公民館のほうとドラム・タオも国際芸術祭を盛り上げるという意味で、ぜひ実現していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

2018 年度三枝町政の施政方針に対する質問を行います。

まず 2 つ質問いたしますので、町長書き取ってください。

1 つ目はですね、この施政方針の基本に何を置いているか。軸ですね。目玉は何かということをお答え願ひたいと思ひます。

2 つ目の質問はですね。町長自身が景気の回復が進んでいるという情報を、この中で取り上げられていますが、その一方で土庄では景気回復が感じられるのはまだ先のようにだと、実感できるのはまだ先のようにだと他人事のようにおっし

やっておりますけれども、ご自身で国の景気が、回復が進んでいると言いなから土庄町で景気回復できていないとおっしゃるのであれば、町長による行政的責任が大きいのではないかと思います。他人事のような説明で良いのかという、行政の責任、町長としての責任をどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。2点、答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは福本議員の2018、平成30年度の目玉は何かということでございます。1期目が終わりました2期目入りました。当然、継続事業もある中で、いくつかは載せていると思うんですけども各学校の連携であるとか、これもまだまだ今からというところ。それから、次世代の野菜工場。これにつきましても今年度からということですね。新規にやりたいということもあるんですが、先ほど話に出ておりました高橋議員のほうから、箱モノとかそういうものがいっぱいあるという話の中で、そういうのもやりつつ、当然継続でやるということもありますので、目玉というか、全体的にですね、底上げをやっていくということが平成30年度の、2018年度の方針かなと思っています。

それから、景気回復感の実感がまだ先のように、他人事のように言うということでございますが、どちらかというところある部分は他力本願な部分もありまして、当然、国のほうも力入れてやっていただいている。どうしても地方というのはなかなか、東京、大阪のように経済のほうは、流れがちょっとタイムスケジュール的に遅くなったりとか、そういったところでまだ先のように感じられるということで書かしていただいております。それと、なかなか少子高齢というのは、土庄、また地方創生。地方にとっては非常に大変なまだまだ先のような状況でございますので、そういった感じでまだ先のように感じられるという表現にさせていただきました。以上です。

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

今の三枝町長の答弁を聞いてますと、根本的な基本が抜け落ちているなど改めて強く感じます。ご自身、5期議員をされてですね、町長も2期目ということでのこの質問を受けるのは初めてではないと思うんですよ。私から。

何を基本に据えていますかということ。毎回同じこと言うているんですけど。地方自治法第1章の2というのがあります。すいません。第1条の2というのがあります。知っていますかと言わずに読みます。地方公共団体の役割と国による制度の制度策定の原則というものがあります。これは何を述べている

かと言いますと、地方公共団体、特に土庄町のように住民に最も身近な地方公共団体が、何を目玉にしなければならないかということを確認に提起した、明確に規定した法律でございます。

これを分かっているかということをお聞きしたんです。これ毎回、聞いております。初めて聞いたんじゃないのできちんと答えていただきたいんですけども。地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするというふうに書かれております。何を基本として書かれているかというのは、ここを読めば明確であります。住民の福祉の増進を図ることを基本としてということであります。私はこの質問を行った理由というのは、三枝町長がこの施政方針の頭で持ってきている第一にあげているのは観光であるとかですね、それからイベントごとであるとか、そういうことが1つ目にきております。

これ前回もそうでした。前々回もそうでした。私は、これは問題だということをお申し上げしているんです。

地方自治法では住民の福祉、住んでる住民の暮らしを支え守ることが基本ですよということが明確に謳われているのに、あなたの視点というのは観光産業やイベント企業のようなことばかりだということをお私は言いたいわけです。指摘しているんです。お答えしていただきたいんですけども、福祉の増進を軸に行政を進めなければならないという認識はご自身の中にごございますか。

答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の再質問にお答えしますが、3ページのところですね、平成30年度における主な施策については、土庄町総合計画の中の5つの基本目標に沿ってということですね、ずっとこの5つの目標に沿って説明をさせていただいているつもりなんで、観光に特化したとかそういったことは毛頭考えておりません。ただ当然、人口減少の中で流動人口というのは伸ばさないと活性はなかなか難しいというのは、皆さんもご存じだとは思っているので、そういうのが表に出て、皆さんが、観光のほうに前に出ているというような認識にとられているかも分かりませんが当然それはあり、福祉、教育のほうについてもこれに載っているとおりですね、そこはやっていくということで施政方針は出しているつもりですがよろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

5つの基本目標に沿ってということ、これには順番がないというふうにおっしゃいました。福祉のことであるとか観光についても並列に並べているということだと思えますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

でも地方自治法では、そんなこと並列には並べなさいと書いていないんですよ。住んでいる住民の生活を支えることが地方自治体の基本ですということが明確に謳われております。まずこれを5つの事を横に並べているという時点で、まず大きな間違いだということは前回もお話したはずですよ。

それが修正されていないというのは、議会での議員の質問を軽く扱っているというふうにしか私は考えられませんし、住民の生活や住民の命というのを軽んじているとしか思えません。

本来であれば、住民の生活がまず第一にくる、新しい福祉施策であるとか住民から求められていることなどが、まず述べられるのが本旨だというふうに私は思いますのでそういうことを訴えたいと思います。

もっと言いますとですね、高すぎる国保税とか介護保険の値上げの問題だとか、こうした問題が住民の福祉が切り捨てられるような問題が、土庄町では山積しているんですよ。土庄町だけではないですけどね。これは全国的な問題ですけどね。こうした問題を抱えながらこれに対してどう向き合うかということが一言も書かれていません。

そういう中で、こういうイベントごととか観光とかを最優先に持ってくるというのは、三枝町長の町政の認識の中に地方自治法が入っていないということを私は感じたのでこの質問をしたんです。

今5つ並列に並べているとおっしゃいました。であるならば、実際の行政において住民の暮らし、命を支える福祉施策に最も力点を置いて、軸にして行政を進めていただきたいということを訴えて質問を終わります。

○議長（井上正清君）

8番 濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

先ほど福本議員が地方自治法の中で、住民の福祉ということをおっしゃいましたけれども、私は福祉という言葉は、もう少し広義に捉えて住民の豊かな生活を送れるとか、安全な安心な生活を送られるとかそういうことまでも包含しているかなと思っています。そういう中で、この施政方針の中に官、民、学、金の連携、特に野菜工場においては、理研とか慶応大学とか国、県、それから静岡県の連携が入っています。そういう中で、今後の土庄町の活性化を進めていくにはこのような連携が非常に大切になるし、今後増々、充実発展していく必要があると思います。そういう中で、人口の問題、それから人口の質ですね。

先ほど豊島で関学の学生と話した段階では過疎化は仕方がないと。しかしながら過疎の中でも人口の質を高めれば、ある程度過疎化に対する対策というか、考え方が出てくるんじゃないかなというような話もありました。

今後、町を活性化、また豊かな暮らしをしていくためにはどのようにするかということなんですけれども。私はこの施政方針の中にあります、官、学、それから企業の連携というのを、今後具体的に進めていくことがまちの豊かさの源になるではないかなと思っています。

そういう中で、官、学、企の連携を今後どのように具体的に進めていくのか。そのあたりを町長にお伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

今の濱中議員の質問は町長に対する質問じゃないですね。私の発言に対して論戦をふっかけてきたんですけれども、こういうやり方はよろしいのでしょうか。であるのであれば、私の発言を認めてください。

○議長（井上正清君）

濱中議員。訂正してください。

○8番（濱中幸三君）

論戦ではありません。私の福祉という考え方を述べさせていただいて、その中の福祉の中で福祉というのは広義に解釈すれば、本当に豊かな生活を送るのが福祉の源だと思います。そういうことで豊かな生活を送るために島の活性化をしなくてはならない。そういう中で官学企の連携は、非常に重要な問題であると町長は述べてますのでその具体的なことを説明してくださいと言っただけです。

○議長（井上正清君）

福本君。

○7番（福本耕太君）

今の質問であれば、私の話を持ち出す必要は全くないと思います。

私は広義か狭義かなんかは言うておりませんし。福祉について何が福祉であるとかは福祉課がちゃんと存在していますよ。定義もきちんとあります。学術的にも定義があります。国会にも定義がございます。

そういう論戦をするために、論戦をふっかけるのであれば私は受けてたちますけれども。関係ないのに、この町長の施政方針のことで私の福祉の定義に対してものを言うのはおかしいと思います。それを言うのであれば私も発言させてもらいます。

1回止めた方がいいと思います。休憩。

○議長（井上正清君）

今の濱中議員の再発言について、訂正されたと思いますので続行させていただきます。よろしいですか。言い直したと判断しますので。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは濱中議員の質問にお答えします。産、官、学、金ということで、今から鋭意進めていくわけがございますけれども、言われておりました静岡県、慶応大学、理化学研究所、それから香川大学も入っています。そういう中で、今まだ実証実験でございますので、これをもう少しいろんな実証実験も静岡県さんのほうから多分言ってくると思います。

それをかたちにしながらですね、これから小豆島、土庄にとって、ひとつの一大産業になるべく、そういうような動きにしたいなと思っています。

また、小豆島というか土庄全体のグランドデザインだとか今から推し進める島鱧にしる、いろんなぶんについても学、企、両方が入ってくると思いますので、京都産業大学さん、武庫川女子大学さん、また平成30年度に新たな大学とやろうという模索しているところでして、そういった学校との連携もしながら、また地元の方等、一緒に、当然企も入ってきますので行政と国、県なんかの支援もいただきながらこれから推し進めていこうと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（井上正清君）

他にございますか。

（7番 福本耕太君 挙手）

○7番（福本耕太君）

1回、止めてください。納得いかない。

休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時5分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

8 番 濱中幸三君から訂正の発言があります。

○議長（井上正清君）

8 番 濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

先ほど私が福祉の意味について、私なりの考えを述べた訳なんですけれども、その前に福本議員から福祉についての発言があったということで、それはそのルールにちょっと外れるんじゃないかというようなことに先ほど話がなりまして、そういうふうに理解されているのでありましたら、私が冒頭に述べた福祉についての私の見解の部分は、削除させていただきたいと思います。

○議長（井上正清君）

福本議員、よろしいでしょうか。

○7 番（福本耕太君）

はい。この施政方針に対する質問の場というのは、さっきも話したんですけど、議員が町長の施政方針に対して、それぞれの考え方で質問する場所で、こういうことが今後無いようにしてくださいというのは議長のほうからから言うてほしいと思います。

○議長（井上正清君）

今後、そういうふうにしていただきますので、前へ進めていきます。

続いて 11 番佐々木邦久君。

○11 番（佐々木邦久君）

町長にお伺いするんですが、体調が万全でないようなので、ちょびつとだけ

でも結構ですから。9ページに出しております、私2期目でございますが、やっぱり一番大事なのは下段に書いております、町のグランドデザインですか、町有地の遊んでいるところ、また施設をどう動かしていくか。普通の一般の家庭だったら、内容的にいきますと自分が住む家を一番に考えてそれからいろんなところへ手をつけていくと。そのぶんの庁舎、これがその中央病院の跡ということではほとんど決まったかと思うんですが。こういう中で、この施設は当然、箱ものということでやっていかないといけないですが、今これだけ22%の大きな予算、計画、このぶんをやっていく上でひとつ大事なのは町有地、今遊休であろうかと思いますが、こういうぶんを今の農地、いや土地というぶんは非常に単価が安くなってなかなか売れんかと思いますが、その辺のその売却等の問題があるのかどうか。

1つには高い買い物しました、灘山の2ヘクタール、これが今どういうかたちで進んでいるのかお伺いしたいのですが。施政方針の中でこれが出ておりますので内容的によろしくお願いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

佐々木議員の質問にお答えします。グランドデザイン、30年度にはきちんとやっていこうということですね、当然核となる庁舎が決まりました。あそこで、皆さんが、あそこから情報発信にしろ、皆さん、職員も集まる。

あそこを核として、実際周りに東洋紡績跡地を買いました。あそここの建物の土地もそうです。それから、他の県有地なんですけれども土庄高校跡地をどうするのか。グラウンドをどうするのかとか、それは県との相談をしないとイケないんですけれども、実際譲っていただけるのか。お金は発生しないかたちでできるだけ考えております。それ以外に全体的な土庄町の土地を有効利用しようという話がありますので、今遊んでいるところをできるだけお貸しできるなら貸して収入を得るとかですね。売却等についてはフレトピアの周り、まだ何区画か残っております。これも実際、値引きというのは非常に厳しいとは思いますが、それをどうにかたちで皆さんに売却していただけるのかとかですね、そういったのも皆さんと相談しながらやりたいと思っております。

あと、土庄港の駐車場もですね、できるだけ有効に使えることを今ちょっと考えておまして、今日は控えさせていただきますけれども、また皆さんにご提案したいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

11番 佐々木邦久君。

○11 番（佐々木邦久君）

今、言われたことがこの計画でだいたい文字になって出てくるのですか。ということはやっぱり、1つは一番大事な財産をどうするのかというような問題で今の状態でやっぱり、遊んでいる町有地が多いかなというような気もします。箱ものというのはどうしてもお金がいきますし、仕事でいきますと派手に見えます。ただそれよりはもっとやっぱり、内容的に充実したかたちの町の中身ですかな。このへんをできましたら、ここへ書いておりますんで、年度末ぐらいまでには活字で全部出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（井上正清君）

他にございますか。

2 番 岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

9 ページの国民健康保険事業の4月からの国保の広域化ということで、広域化にすることによって、土庄町民にどのような利便性があるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは岡本議員の質問にお答えいたします。4月からですね、町民1人1人にカードをお渡しするということには決めております。そういう中で、広域化になってですね、県が一本化になるということで、実際土庄町として一本化したほうが有利だとか不利だとかそのあたりをまず、県のほうが一本化になりますからそのあたりを8市9町一緒になってやるということなのでこれから財政の安定化を図ると、これが一番かなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（井上正清君）

2 番 岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

先ほど、国民健康保険をカード化にすると言われましたけれども、これは1人1枚という、これを4月の最初の頃には配られる、完了ということでしょうか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

4月1日からでございますので、3月中今月中にはお配りします。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

3月からは1人が1枚カードを持って、4月からは4月1日から持って、財布に入れとけば忘れたことがないという、福祉課も大変でしょうけれど間に合うように手配をよろしくお願いします。以上です。

○議長（井上正清君）

他にございますか。

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

施政方針に対して、2点質問させていただきます。まず1点目につきましては、小豆島島鯉の販路拡大につきまして、ご質問させていただきます。

来年度30年度当初予算の中にも、地魚販路拡大対策事業ということで予算が計上されておりますけれども、今後、今島鯉に関しましても、現在まで小豆島という海に囲まれた島にも関わらず、海の特産物ということがなかったということでやっと四海漁協のほうから一致団結し、また現在まで行政のほうからも手厚い支援を受けまして何とかブランド化になりつつ、なってきましたけれども、ここでより一層、この地域ブランドを育てていく必要があるかと思うんですけれども、この島鯉のブランド化に向けてより一層の販路拡大、またブランド化に向けた動きというところを、今後どのように進めていくか、町長にお伺いしたいと思います。これがまず1点です。

2点目に関しましては、最後のほうにちょっと触れられております、沖之島架橋事業。この件に関しましても、町長のほうがかかなり、国、県のほうに尽力していただきましてこちらのほうも当初予算の中に、測量委託料、また地質調査委託料が計上されておりますけれども、この沖之島架橋につきまして現状ではだいたいこのまま架橋に向けて進んでいただいて完成はだいたいどの程度か、概算で結構ですのでお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは川本議員の質問にお答えします。まず、島鯉。これにつきましてはやっとブランド化。おっしゃるとおりで、周りは海なのになかなかそういうブランドが今までなかった。鯉も相当捕れてブランドが出来てよかったなと思っています。これについても、後継者育成とか6次化に向けて今やっているところですが、販路拡大これについてはですね、小豆島観光戦略会議、それ

から観光協会またのしょう観光協会もありますけれども、そういったところの協力も得ながら、戦略会議は東京と大阪2か所を平成30年度もやると聞いておりますからそこにいろんなエージェントの皆さんお集まりになられるので、そこでPRができ、それから移住フェアとかですとか、島フェアみたいなものもありますから、そういったチャンスがあればできるだけ島鱧をPRできるようにこれからお声がけもしながらですね、一緒にできたらなと考えております。

それから、架橋。これについては平成30年度地質調査だとか組んでおります。ただ、これ目標であって、実際どうか分かりませんが30年度はそれでいきます。

31年度については、多分基本と実施設計になるのかなと。32・33年この2年間かかって、橋が完成。もしくは工程とかそんなんでもしかすると1年でできると言われるかもわかりませんが、32・33年度、平成34年の3月末までには遅くてもできたらなと思っております。その流れでいこうかなと思っております。

○議長（井上正清君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

島鱧につきましては、今後も町長自らトップセールスと合わせまして、また担当課のみならず、全課、町あげてですね、どんどん積極的に島内外に発信していただけたらなと思っておりますので、そうしましたら地域住民もまた生産者のほうもより一層頑張れるかと思っておりますので引き続きよろしく願いいたします。

最後に1点、架橋のほうですけれども、町長のほうから具体的な完成年度のほうも、おおよそではありますけれども、いただきましたけれども。

架橋につきましては何よりも架橋に関しましては、沖之島島民のほうは何よりも望んでおるような状況で、離島の中の離島ということで、長年ハンディを得ながら今まで頑張ってきた中で、やっと架橋の光が見えてきたということで、しかしながらそういった反面ですね、架橋に関しまして町長の中では頭にあるかとは思うんですけれども、これで架橋をかけてですね、島と島が繋がったということで終わりではなくですね、架橋に見合うだけのやはり沖之島島内の整備ですとか、いろいろなかたちで橋がかかる以上はですね、沖之島島内の中も、橋ありきの様々なイベントですとか、イベントだけに限らずですね、沖の島の中のいろいろな架けるだけの必要性のある理由事と言いますか、何らかの沖之島の中での環境整備からあらゆるものがあるかと思うんですけれども、だいたいの構想でいいんですけれども、町長の中で今現在、橋と合わせてですね、沖之島島内でどのようなことが町長の中で想定されているのか。そのあたりを最後に聞きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

島の中を散策させていただきました。今考えているのは、ちょうどあそこ橋ができると、夕陽も綺麗です。夕陽のスポット、それから釣り堀公園、小豆島町の池田ですかね、三都半島にはありますけれども、土庄にはない。あの辺りの穏やかな湾を使ったりとか、高松に向いたほうに消波ブロックというか結構あります。あの辺りに釣り堀スポットができたらいいかなと思ったり、それからオリーブ牛。実はこれ石井さんが目島でやっているんですが、非常に手狭で運動がなかなかできないような牛舎なので放牧ができるような土地が結構ありましたから、オリーブ牛をあそこで飼育できたらとか。あと、千振のほうへあそこから近いですから千振のほうにに向かって不定期ですけども、民間で、民活でやっていただいたらいいんですけども、千振へ行って、いろんなアウトドア的なそんなのができたらとか。あと、展望台ができたらとか。いろんな考えていけば構想ができるなと思っております。それも当然、厳しい情勢の中なので、できるだけお金はかけないで、皆さんの知恵も借りながら、できるだけそういった沖之島も活性し、またひいては四海地区全体が、あそこに橋がかかることによって、底上げができるようなそういった政策がとれたらと思っておりますので、先ほど言いました平成33年度ですけども、できるだけ本当は1年でも半年でも早く完成できたらなという希望はありますので、それに向かっていきたいと思えます。

○議長（井上正清君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

鯉の件も同様、橋のほうも、地元住民、町長のほうにかなり期待しておりますので、今後もより一層ですね、地元住民と協議しつつ、足並み揃えてやっていただけたらと思えますので、最後にそちらのほうをお願いをしまして、質問を終わりたいと思えます。以上です。

○議長（井上正清君）

他にございますか。 6番 母倉正人君。

○6番（母倉正人君）

町長にちょっとお尋ねしたいんですが。香川県の教育関係の特別支援学校ですね。新聞紙上でも出てましたが、ほぼ池田の小学校の横のほうへ作ろうかというような話が煮詰まっているようです。いつ頃それをやるのか。どういう具合でその障害者の人の学校を開いていくのか。わかる範囲内で結構ですので。

○議長（井上正清君）

母倉議員、今の質問は施政方針の中には含まれていないように思います。

○6 番（母倉正人君）

それでは取り消します。すいません。

○議長（井上正清君）

委員会のほうで発言してください。

他にございますか。

ないようでございますので、平成 30 年度施政方針についての質疑は、これをもって終了いたします。

提案理由に対する質疑（議案第 9 号～議案第 38 号）

○議長（井上正清君）

日程第13、議案第9号 平成30年度土庄町一般会計予算から、日程第42、議案第38号 小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてまでの各議案について質疑を行います。

なお、各議案につきまして、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分にご理解の上、総括的・大綱的な質疑をお願いいたします。質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので、議案第 9 号から議案第 38 号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 9 号～議案第 38 号）

○議長（井上正清君）

ただいま、議題となっております、議案第9号から議案第38号までの各議案については、土庄町議会会議規則第38条第1項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第38号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願い

いたします。

議案の上程、趣旨説明（発議第1号）

○議長（井上正清君）

日程第43、発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例については、議員提案であります。提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（井上正清君）

3番 濱野良一君。

○3番（濱野良一君）

それでは私のほうから、発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

上記の議案を皆様にお配りの別紙のとおり、土庄町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

理由といたしましては、土庄町水道事業が香川県広域水道企業団に統合され、廃止されることに伴い、常任委員会の所管を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。以上でございます。

○議長（井上正清君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（井上正清君）

ただいま、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（井上正清君）

ないようでございますので発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（井上正清君）

発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（井上正清君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（井上正清君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 1 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（井上正清君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

請願（請願第 1 号～請願第 2 号）

○議長（井上正清君）

日程第44、請願第1号「憲法第9条改正に反対する意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

請願第1号は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

土庄町議会会議規則第91条により、総務建設常任委員会に付託いたします。

日程第45、請願第2号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願を議題と致します。

請願第2号は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。土庄町議会会議規則第91条により、総務建設常任委員会に付託いたします。

散会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でございました。

散 会 午前 10 時 29 分